

商標審査基準の視覚化・構造化（ハイパーテキスト化）について（報告）

平成 21 年 10 月
特 許 庁

1. 作成の背景

昨年 6 月 10 日に開催された産業構造審議会知的財産政策部会の第 19 回商標制度小委員会において、ユーザーにとって審査基準が一層理解しやすいものとする観点から、商標法の条文、審査基準の各項目ごとに関連づけた審判決や審査事例等について体系的に整理・公表すべく、審査基準等の視覚化・構造化（ハイパーテキスト化）が求められてきたところ、今般、特許庁ホームページに公表されている「商標審査基準」及び「商標審査便覧」の関連する項目ごとに相互にリンクを設定するとともに、さらに、新たに関連する審判決及び該当条文とリンクの設定を行い、本年 8 月、ホームページ上で公表した。

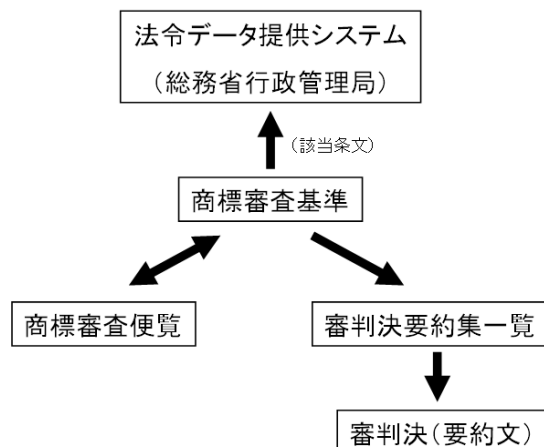
2. 基本的構造

特許庁ホームページに公表されている「商標審査基準」については、各審査基準の項目ごとに、基準の記載の下に、関連資料として「商標審査便覧」のタイトルを掲載し、また、関連する審判決へのリンクの足がかりとして「審判決要約集一覧（第〇条第〇項第〇号）」の文字を掲載している。

その上で、上記の「商標審査便覧」の各項目の記載の下にも関連する「商標審査基準」のタイトルを掲載し、「商標審査便覧」と「商標審査基準」は双方向でリンク可能としている。また、「審判決要約集一覧（第〇条第〇項第〇号）」の文字からは当該一覧表にそれぞれリンクしている（「参考審判決一覧」の各個別の事件番号からは、該当の「参考審判決（要約文）」が参照できるようリンクを張っている。）。

あわせて、「商標審査基準」において引用している条文や準用している他の審査基準にもリンクを張っている。（別紙参照）

【リンク先】



「商標審査基準」の基本的構造(イメージ)

別紙

【イメージ1】

五、[第4条第1項第7号](#)（公序良俗違反）

公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標

1. 「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」には、その構成自体がきょう激、卑わい、差別的若しくは他人に不快な印象を与えるような文字又は図形である場合及び商標の構成自体がそうでなくとも、指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道徳観念に反するような場合も含まれるものとする。

なお、「差別的若しくは他人に不快な印象を与えるような文字又は図形」に該当するか否かは、特にその文字又は図形に係る歴史的背景、社会的影響等、多面的な視野から判断するものとする。

(2. 略)

(注)以下をクリックすると、商標審査便覧又は審判決要約集をご覧になれます。

[○商標審査便覧](#)

[41.103.01](#) 外国の地名等に関する商標について

[42.107.01](#) 差別的若しくは他人に不快な印象を与えるような文字、図形等からなる商標の取扱い

[42.107.02](#) 国家資格等を表す又は国家資格等と誤認を生ずるおそれのある商標（「××士」「××博士」等）の取扱いについて

[○審判決要約集（第4条第1項第7号）](#)

「法令データ提供システム（総務省行政管理局）」で条文を参照。

「商標審査便覧」(目次)が掲載されているページへジャンプ。

「商標審査便覧」の個々の項目へジャンプ。

※「商標審査便覧」と双方向からリンク可能

「審判決要約集」の一覧表のページへジャンプ。

【イメージ3】参照

【イメージ2】

八、第4条第1項第10号（他人の周知商標）

他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

1. 本号でいう「需要者の間に広く認識されている商標」には、最終消費者まで広く認識されている商標のみならず、取引者の間に広く認識されている商標を含み、また、全国的に認識されている商標のみならず、ある一地方で広く認識されている商標をも含む。
2. 本号の規定を適用するために引用される商標は、商標登録出願の時に（[第4条第3項参照](#)）、我が国内の需要者の間に広く認識されていなければならない。
3. 本号の規定に関する周知性の立証方法及び判断については、この[基準第2（第3条第2項）の3.（1）及び（2）](#)を準用する。
- （4. 以下略）

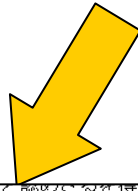
「法令データ提供システム（総務省行政管理局）」で条文を参照。

「商標審査基準」の該当する項目のページヘジャンプ。

【イメージ3】

「審判決要約集」の一覧表のページヘジャンプ。

クリックすると、該当する「審判決」の要約文の該当部分にジャンプする。



第4条第1項第7号	
BOY SCOUT [㊦]	昭和 27 年 10 月 10 日 東京高昭和 26 年(行ナ)第 29 号 [㊦]
ごまの蠅 [㊦]	昭和 31 年 10 月 9 日 昭和 29 年抗告審判第 825 号 [㊦]
Old Smuggler [㊦]	昭和 32 年 4 月 10 日 昭和 30 年抗告審判第 15 号 [㊦]
新侯爵 [㊦]	平成 3 年 6 月 6 日 昭和 59 年審判第 9862 号 [㊦]
昭和大仏 [㊦]	平成 4 年 3 月 5 日 昭和 60 年審判第 18883 号 [㊦]
みなとみらい 港未来 21 [㊦]	平成 6 年 9 月 28 日 昭和 61 年審判第 8852 号 [㊦]
特許管理士会 [㊦]	平成 11 年 4 月 21 日 東京高平成 10 年(行ケ)第 299 号 [㊦]
ほろはた 母衣旗 [㊦]	平成 11 年 11 月 29 日 東京高平成 10 年(行ケ)第 18 号 [㊦]
企業市民白書 [㊦]	平成 12 年 5 月 8 日 東京高平成 11 年(行ケ)第 394 号 [㊦]

したがって、本願商標は公の秩序、善良の風俗を害するおそれがあると認め、本願商標をその指定商品に使用することは妥当でないから、商標法（旧法）2条1項4号に該当する。

審決[㊦]

「Old Smuggler」(第 39 類ウイスキー等 昭和 32 年 4 月 10 日 昭和 30 年抗告審判第 15 号)[㊦]

本願商標は、「Old Smuggler」の文字を横書きしてなり、第 39 類「ウイスキー、その他本類に属する商品」を指定商品とするものである。

よって判断するに、本願商標は、「Old Smuggler」の欧文字よりなるところ、「Old」の文字は洋酒類について当該商品の年数ものの表示として取引上普通に慣用されている用例にすぎないものであることは当庁において顕著な事実であり、また、「Smuggler」の文字が（１）密輸者（密輸商人を含む。）、（２）酒類密造者の意味を有するものであることは辞書をみれば明瞭なところである。そして、「Smuggler」に相当する者は、我が国においては法によりこれを犯罪者として取扱わなければならないことは明らかである。

したがって、この様な用語を商品に使用することは公の秩序を乱すおそれのあるいかかわしい標識であると判断せざるを得ないから、自他商品識別の標識としては不穏当であり、結局、本願商標は、商標法 4 条 1 項 7 号に該当する。

審決[㊦]

「新侯爵」(第 26 類印刷物等 平成 3 年 6 月 6 日 昭和 59 年審判第 9862 号)[㊦]

本願商標は、「新侯爵」の文字よりなり、第 26 類「印刷物、書画、彫刻、写真、これらの附属品」を指定商品とするものである。